

座間市競争入札参加資格者実態調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、座間市における公共事業への不良又は不適格業者の参入を防止し、適正な入札及び契約を確保するため、座間市の競争入札参加資格者の名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）について、その登録内容及び営業状況等の実態調査（以下「実態調査」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 実態調査は、原則として市内本店、市内支店又は市内営業所を契約先として登録した業者を対象とする。

(調査項目等)

第3条 実態調査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 事務所等の所在
- (2) 営業活動等の実態
- (3) 代表者又は受任者の勤務状況
- (4) 従業員の雇用状況等
- (5) 資材置場及び建設資機材等の状況
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可及び帳簿の備付けの状況
- (7) 事務又は営業活動に必要な機器等の設置状況
- (8) その他事業所等の実態に関する事項

(実態調査の方法等)

第4条 実態調査は、登録業者に実態調査票の提出を求めることにより行うものとする。ただし、実態調査票の報告内容により契約主管課長が必要と認めたときは、契約主管課職員が登録業者を訪問することにより行うものとする。

(改善指導等)

第5条 市長は、実態調査の結果、不良又は不適格な内容が確認され、改善を要すると判断した場合は、事業所等実態調査改善指導書（第1号様式）により、改善指導を行う。

- 2 前項の規定による改善指導を受けた登録業者は、事業所等実態調査改善報告書（第2号様式）（以下「改善報告書」という。）により、指定された期日までに市長に対して改善状況を報告しなければならない。

(改善指導等の確認)

第6条 市長は前条第2項の規定により、改善報告書が提出された場合において、改善事項を確認するものとする。この場合において、契約主管課長が必要と認めるときは、契約主管課職員が事業所等を訪問するものとする。

(要件を満たしていない者等の対応等)

第7条 市長は第5条第1項の規定による改善指導を行ってから前条の規定による改善事項の確認がされるまでの間は、改善指導を受けた登録業者を入札に参加させないものとする。

2 実態調査の対象となった登録業者が実態調査に協力しない場合、実態調査によって本店等若しくは支店等の要件を満たしていないと認められる場合又は実態調査票に虚偽の記載を行った場合は、当該登録業者を入札に参加させないものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

年 月 日

様

座間市長

事業所等実態調査改善指導書

年 月 日に実施しました貴社の実態調査の結果につきまして、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう指導します。

この指導書に基づく改善状況を、事務所等実態調査改善報告書により、提出期限までに提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、入札参加はできないことを申し添えます。

1、改善事項

項目	内容

2、事業所等実態調査改善報告書の提出期限

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地 座間市 _____

商号又は名称 _____

代表者（受任者）職・氏名 _____

事業所等実態調査改善報告書

年 月 日付けで改善指導のありました事項について、次のとおり報告します。

1、改善内容

項目	内容

※写真、証明書、届出書等改善状況が確認できるものを添付してください。